

京都府立大学における女性教員の採用・登用の促進のための 学部・研究科によるアクションプラン

京都府立大学は、平成 26 年 7 月に男女共同参画推進の基本理念と基本方針を策定し、大学における女性研究者支援及び男女共同参画を進めてきました。

本学の男女共同参画基本方針においては、「男女共同参画の視点に立った教育・研究環境および就業体制の確立」「教育・研究および就業と家庭生活との両立を図るための支援」「大学運営における意思決定への女性参画の推進」を掲げており、その実現をめざしています。

平成 28 年 4 月には、女性はその個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、京都府公立大学法人京都府立大学一般事業主行動計画（女性活躍推進）を策定し、数値目標を掲げ、女性教員の在籍者割合 24%以上、教員採用者数に占める女性割合 30%以上、女性管理職（教授職）の在籍者割合 17%以上としました（目標年次：平成 32 年度）。この目標の達成のためには、各学部・研究科においてもさらなる取組が必要であり、この度、各学部・研究科の状況に応じた数値目標を含むアクションプランを策定しました。各学部・研究科におけるアクションプランの共通項目は以下のとおりです。

計画期間

平成 28 年 10 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

共通項目

(1) 採用及び昇任時における積極的是正措置について

- ・ 採用時に業績や能力が同等と認められる場合には積極的に女性を採用する
- ・ 教員活動評価にあたって、ライフイベント（出産・育児・介護など）による不利がでないよう配慮する

(2) 女性教員・研究者への応募者増加を目指した取り組みの実施

- ・ 教員公募における男女別の応募者数の把握と分析を実施する
- ・ 公募の際にライフイベント（出産・育児・介護など）の発生時に利用できる福利厚生制度を案内する（男女共同参画推進室のホームページ等）
- ・ 公募の際に、女性の積極的な募集を行っていることを明記する

(3) 男女教員にとっての職場環境の改善

- ・ 新規採用の教員にライフイベント（出産・育児・介護など）の発生時に利用できる福利厚生制度を案内する
- ・ 男女教員が生活相談や福利厚生制度の積極的な利用ができるように男女共同参画推進室および管理課の相談窓口、女性メンター制度を周知する

定量的目標

| | 京都府立大学一般事業主行動計画 | 学部・研究科別 アクションプラン(合計) |
|-------------------------|-----------------|-------------------------|
| 女性教員の在籍割合及び人数 | 24%以上 | 25.3%以上 |
| 女性教員の採用割合及び人数 | 30%以上 | 32%以上 |
| 女性管理職(教授職)の 在籍割合及び人数 | 17%以上 | 18%以上 |